

平成24年度(前期)東京大学学術研究活動等奨励事業(国外)の申請者募集

この事業は東京大学の大学院学生の国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等（留学の場合を除く）に対し、学術奨励費を支給することにより、大学院学生の研究活動の活性化を図るものです。

1. 応募資格

申請時及び渡航期間を通じ、本学大学院の正規課程に在学する者。（休学者を除く）

ただし、次のいずれかに該当するものは対象外：

- ・国内外を問わず、他から旅費支給等を受給する者
- ・本事業年度の後期に申請する場合は、同年度前期において給付が決定された者

2. 給付する学術奨励費

平成24年6月から平成24年11月まで（前期）、あるいは平成24年12月から平成25年5月まで（後期）に渡航して行われる、国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等に対して、渡航する地域により、別表の額の学術奨励費を給付する。

3. 給付予定者数

各研究科等（学際情報学府及び公共政策学教育部を含む）若干名とする。

4. 申請手続

学術奨励費の給付を希望する者は、下記の書類を所属研究科等の長（以下「部局長」）を通じて、東京大学国際委員会委員長（以下「委員長」）に提出する。

提出書類

- (1) 申請書(様式1) 1部（原本1部）

なお、当該学会・調査等の概要を記載した要項等がある場合は、添付すること。

- (2) 提出期限 平成24年4月3日（火）16：00（厳守）

- (3) 提出先 国際交流室

募集要項・様式は国際部国際交流課ホームページから各自ダウンロード。

<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/stuex/university/index.html>

5. 選考及び結果の通知

給付対象者の選考は、所属研究科等の意見を尊重して、東京大学国際委員会学生交流専門委員会において書類審査のうえ、委員長が決定する。選考の結果は、前期は5月中旬、後期は10月下旬に、部局長あて通知する。

6. 計画の変更・中止

申請した研究発表・フィールドワーク等を変更又は取り止める場合は、選考中あるいは給付決定後を問わず、速やかに部局長を通じて委員長に報告し、その指示を受けること。

7. 報告書の提出

学術奨励費の給付を受けた者は、帰国後1ヵ月以内に、速やかに部局長を通じて、委員長に報告書を提出。

8. 問い合わせ

教育学部・教育学研究科 国際交流室

内線 20766

edu-ieo@p.u-tokyo.ac.jp

<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>